

IV 園芸施設共済制度について（平成30年11月現在）

平成31年1月に制度の改正が予定されています。
改正点を確認し、農業共済制度を積極的に活用しましょう。

1 加入の仕組み

- パイプとフィルムを加入します。
- 補償期間は、2～12ヶ月の間で被覆期間にあわせて加入します。
- 所有するすべて全棟加入です。
- 施設の形式毎に引受、評価方法が異なります。
- 評価額の60～80%の補償となります。
- 附帯施設・施設内農作物・撤去費用・復旧費用の共済目的にも加入することができます（農家選択）。

2 共済事故の対象

- 風水害、ひょう害、雪害、地震、噴火
- 火災
- 車両及び積載物の衝突、接触
- 鳥獣害

3 損害が発生したら

- 共済組合へすみやかに事故の報告をします。

4 損害評価の方法

(1) ビニールが破損した場合（図1）

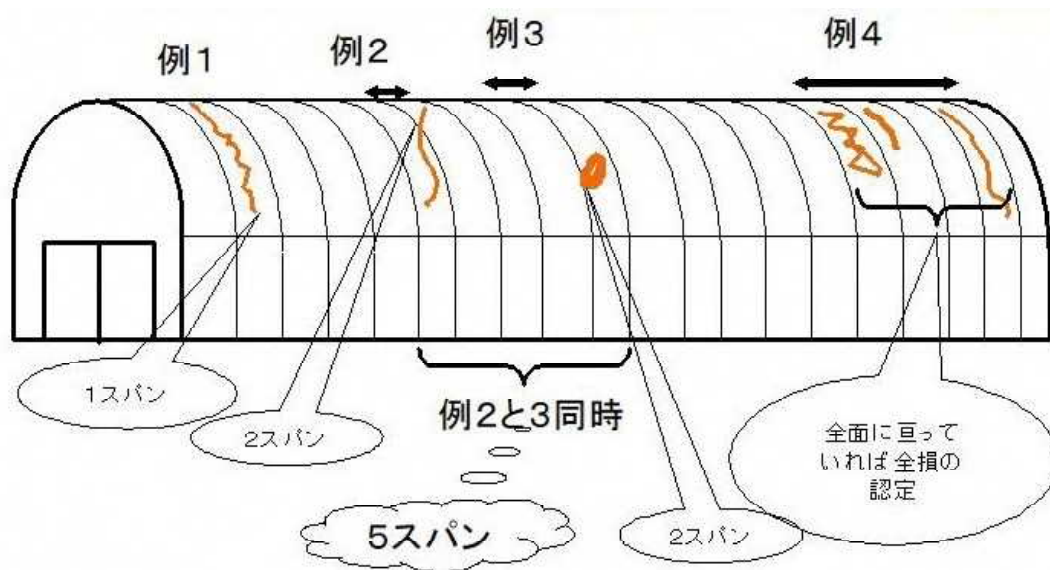


図1 損害箇所の認定（ビニール）

- 妻面A面B面をそれぞれ被害割合で認定します。
- 屋根面、側面（A面B面）について、破れた範囲（スパン数）により損害を認定します。
- 屋根面左右が分離型の場合、A面B面分けて認定します。
- それぞれ構成された割合毎に被害面積を算出します。

この場合、屋根面10スパンの被害認定になります。

(2) パイプが破損した場合 (図2)

パイプの損害 (5種類)

- ①ちぎれ、のび、き裂
- ②腰折れ
- ③まがり、ねじれ
- ④回転、移動
- ⑤引抜け、はく落

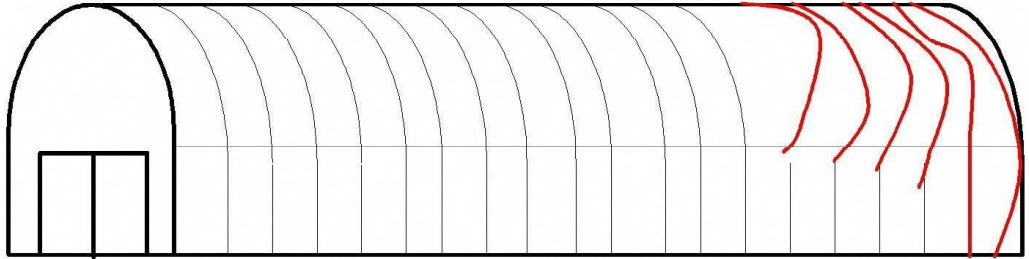


図2 破損箇所の認定 (パイプ)

この場合、6スパンの被害認定になります。

- ①被害のあった本数 (スパン数) を認定します。
- ②引受けた評価額に総スパン数で除して、1本当たりの単価を算出します。

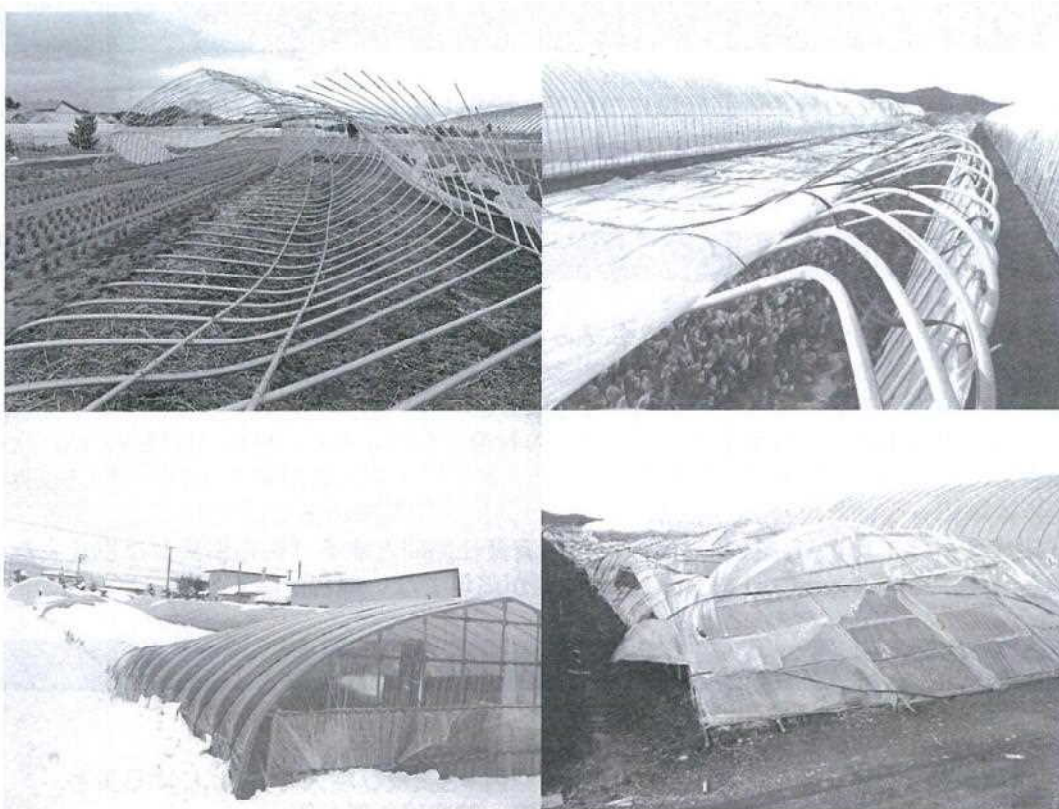
$$\text{被害額} = \text{② (1本当たりの単価)} \times \text{① (被害スパン数)}$$

NOSA I みなみ資料より引用

次頁より園芸共済パンフレットを資料とさせていただきます。

備えの種をまこう。🌱

園芸施設共済



NOSA | みなみ日高支所

☎ 0146-42-0904

中部家畜診療センター

☎ 0146-47-2750

1、補償対象

補償対象は特定園芸施設のほか、申し出により附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用、園芸施設復旧費用を追加できます。ただし、特定園芸施設は主契約で必ず加入する必要があります。

共済目的等	補償対象
特定園芸施設	農作物を栽培するためのプラスチックハウス（パイプ、鉄骨）、ガラス温室及び雨よけ施設
附帯施設	施設内で農作物を栽培するために用いる暖房機、換気扇、カーテン装置等
追加補償 施設内農作物	葉菜類 ほうれん草、長ネギ、レタス、小松菜、その他指定作物
	果菜類 トマト、ピーマン、きゅうり、いちご、その他指定作物
	花き類 デルフィニウム、ダリア、スターチス、ストック、その他指定作物
撤去費用	一定規模の被害を受けた施設の解体や廃材の撤去・処分に要する経費
復旧費用	特定園芸施設等を復旧する際の費用のうち、時価補償額を除く費用

注1) 施設内農作物に加入しても「育苗中」は共済金の支払対象外となります。

注2) 施設内農作物の加入に際しては、一定条件を満たす場合、病虫害を補償の対象としない「病虫害事故除外方式」を選択することができます。

2、加入の仕組み

所有又は管理する全ての特定園芸施設について、一括して加入申し、組合が承諾することにより加入することができます。

貸付やリース、補助事業等のハウスは「原状回復義務」がある棟について加入することができます。

3、共済責任期間

共済責任期間（補償期間）は、共済掛金払込みの翌日から1年間となります。ただし「特定園芸施設の設置が周年でない場合」、「被覆期間が周年でなく、被覆しない期間中は施設園芸の用に供しない場合」は2カ月以上1年未満で加入することができます。

共済責任期間中の事故は、何度発生しても評価の対象となりますが、修復（仮修復）前に次の被害を受けた場合は、原則補償の対象外となります。また、本体パイプの9割超（パイプハウス以外は価額の8割以上）に被害を受けた場合は、全損とみなし、共済責任期間が終了します。

なお、平成31年1月より、被覆期間のみを共済責任期間とする「短期引受」は廃止となり、被覆有無に関わらず、周年加入となります。（設置期間が周年でない場合は除く）

4、共済事故

共済金の支払い対象となる共済事故は、次のように定められています。

- ①風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害
- ②火災、破裂及び爆発、車両の衝突及び接触等、航空機の墜落等
- ③病虫害（ただし、病虫害事故除外方式を選択した場合は対象外）、鳥獣害

5、事故発生通知（被害申告）

責任期間中に共済事故が発生したとき、直ちに組合に事故発生通知（被害申告）することが組合員に義務付けられています。被害申告がなかったり、遅れたりすると共済金が支払われない場合がありますので速やかに通知してください。組合員からの通知を受理したのち、組合は必要な損害調査等を実施します。ハウスの修復等の応急処置が必要な場合もその処置をする前に必ず組合に通知してください。撤去・復旧費用に係る事故発生通知は撤去・復旧作業完了後に組合へ作業に係る領収書等を提出することで行います。この領収書の提出は共済事故発生日から1年以内となっております。

10、復旧費用

被災施設の再建をより確実なものとするため、時価ベースでの補償に加え、組合員の選択により再建に要する費用の補償を追加するのが復旧費用です。特定園芸施設（本体）と附帯施設が対象です。

耐用年数内の施設は共済価額と再建築価額（再取得価格）の差額を補償し、耐用年数経過後は共済価額と再建築価額（再取得価格）の75%との差額を補償します。

被害を受けた特定園芸施設（パイプ本体）及び附帯施設を復旧するために要した「部材の購入費や復旧に要した人件費」に係る復旧費用領収書等の客観的な証拠書類が必要です。事故発生の際に復旧計画書の提出が必要です。

11、損害評価

損害評価は原則、組合と連合会が合同で行います。ただし、僅少被害では連合会評価を省略する場合や、大規模被害では連合会評価を抜取調査で行う場合があります。

12、共済金の支払

共済事故により1棟ごとの損害額が「共済価額の1割」または「3万円」を超えたとき、共済金の支払対象となります。共済金は損害評価終了後に損害評価高を取りまとめ、連合会、農水省の認定を得たのちに支払いとなります。

13、無事戻し

毎事業年度、総代会の議決により、前3か年間に受取った共済金と前2か年間に受取った無事戻金の合計額が前3か年の農家負担掛金の2分の1を下回る加入者に対して『無事戻金』を交付することができます。総代会議決時に組合員であることが交付要件です。

なお、組合及び連合会の財務状況によっては金額が削減される場合があります。

園芸施設共済の「無事戻し」の計算例

年 度	共済掛金	共済金	無事戻金
平成27年度	100,000円	0円	
平成28年度	100,000円	0円	10,000円
平成29年度	100,000円	50,000円	0円
計	① 300,000円	② 50,000円	③ 10,000円
平成30年度			④ 90,000円

$$\text{無事戻金④ 90,000円} = (\text{① 300,000円} \times 1/2) - (\text{② 50,000円} + \text{③ 10,000円})$$

※無事戻しについては、制度改正により平成31年度から廃止となる予定です。

Memo

平成31年1月に、園芸施設共済の制度改正が予定されています。詳細については決まり次第お知らせします。

20160121

6、共済価額と共済金額

共済金額は共済金の補償最高額をいい、共済価額に付保割合を乗じて算定します。

共済目的等	共済価額	×付保割合	=共済金額
特定園芸施設 附帯施設	共済責任期間開始時における時価額を基礎として設定	60%～80% の範囲で組合員 が選択します	共済金の補 償最高額
施設内農作物	栽培に係る生産費を考慮して設定（≠作物価格）		
撤去費用	撤去費用に係る㎡あたり費用に特定園芸施設の設置面積 を乗じて設定		
復旧費用	特定園芸施設の再建築価額および附帯施設の再取得価額 からそれぞれの共済責任開始時における時価額を差し引 いて設定（耐用年数を超えた場合は再建築価額の75% から共済責任開始時における時価額を差し引いて設定）		

7、共済掛金率と国庫負担

共済掛金率は施設区分ごとに、過去の被害率を基礎に農水省が定め、3年ごとに改定されます。

NOSA Iみなみでは、組合員ごとの過去の金額被害率を基礎に**危険段階基準共済掛金率**を設定し
ております。また、平成30年4月より新たな危険段階基準共済掛金率が適用されます。

共済金額に掛金率を乗じた**園芸施設共済掛金の国庫負担は50%**で残りの50%が組合員負担です。
ただし、復旧費用の共済掛金には国庫負担が無く、全額組合員負担となります。

8、時価現有率と被覆経過割合

特定園芸施設および附帯施設の共済価額は**責任開始時の「時価額」**を基礎にしています。

特定園芸施設の共済価額は1棟ごとの経過年数に応じた「時価現有率」と「被覆経過割合」により算
出します。

経過年数	一般的なハウス(プラII)
1年未満	100%
1～2年未満	95%
2～3年未満	90%
3～4年未満	85%
4～5年未満	80%
5～6年未満	75%
6～7年未満	70%
7～8年未満	65%
8～9年未満	60%
9～10年未満	55%
10年以上	50%

経過年数	被覆経過割合	
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム
1年目	100%	100%
2年目	50%	71%
3年目	25%	50%
4年目	25%	35%
5年目	25%	25%

9、撤去費用

被害を受けた特定園芸施設（パイプ本体）の解体や廃材の撤去に要した「人件費や業者委託費」等が
対象となります。**撤去費用が100万円以上または損害割合が50%超で対象**になります。

棟ごとに被害状況に差がありますので、撤去費用も棟ごとに違います。損害評価にあたっては1棟ご
とに「人件費や業者委託費」に係る**撤去費用領収書等の客観的な証拠書類**が必要です。

なお、ビニール等の撤去費用は対象になりません。事故発生の際に撤去計画書の提出が必要です。